

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

筑後市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	P1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	P4
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	P7
第4	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する 事項	P9
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	P11
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	P12
1.	地域計画推進事業に関する事項	P12
2.	農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項	P18
3.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	P18
4.	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	P21
5.	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	P21
第7	その他	P22
別紙1	(第5の1(1)⑥関係)	P23
別紙2	(第5の1(2)関係)	P24

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 筑後市は、福岡県南部に広がる筑後平野のほぼ中央に位置し、その立地条件を生かして水稲・麦・大豆を主体とする土地利用型の農業生産を展開してきたが、さらには、経営の発展を図るため、多くの農家が施設園芸の導入を行ってきた。特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手となる農家へ重点的に導入推進し、地域としての産地化を図ってきた。今後は、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家、及び土地利用型農業の担い手となる個人大規模農家や農業法人との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。
2. 筑後市の農業構造については、総農家数が令和3年度現在で732戸と10年前と比較すると約26%減少しているが、農業従事者の高齢化に伴う世代交代や集落営農の法人化等により農地の集積が進み、令和3年度現在で総経営耕地面積のうち約73%が担い手へ集積されており、福岡県内でも高い水準となっている。一方、土地改良事業が未実施の地域や小規模農地においては、後継者に継承されないまたは担い手に集積されないことが懸念され、今後の担い手への利用集積や周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。
3. 筑後市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、おおむね5年ごとにその後の10年間における農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。具体的な経営の指標は、筑後市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり420万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。
4. 筑後市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者を均衡とする年間総労働時間（主たる従事者1人あたり年間150日以上かつ1,200時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得300万程度）を目標とする。
5. また、将来の筑後市農業を担う農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第4条第3項）その他の措置を関係機関と協力し総合的に実施するこ

ととする。

まず、筑後市は、福岡八女農業協同組合、筑後市農業委員会、筑後農林事務所八女普及指導センター等が十分なる相互の連携の下、集落又は地区段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業の担い手となる農地所有適格法人に対して、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、これらの農地の流動化に関しては、農用地利用改善団体を活用し、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

また、地域での話し合いにより農用地の利用集積を進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、農業法人の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、農用地利用改善事業に取り組めるよう支援等行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な農業経営の拡大を促進することとし、さらに、筑後地区農業法人連絡協議会と連携を密に行い、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進を呼びかける等、積極的な地域農業への参画・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての維持・発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営体をめざす者のみならず、その他農家や地域住民にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

また、これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」と整合が取れるよう推進する。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法14条の4の青年等就農計画の認定制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者及び特定農業法人等への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び特定農業法人等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、筑後市が主体となって、制度の積極的活用を図るものとする。

6. 筑後市は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業経営体を対象に、経営診断の実施や先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的就業的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を達成する効率的就業的かつ安定的な農業経営の指標として、現に筑後市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえ、筑後市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1. 個人経営体

	経営規模	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
ぶどう専作	<p><経営規模> 自作地 90a</p> <p><作付面積> ぶどう 80a</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種なし巨峰(加温) 25a ・ピオーネ(無加温) 25a ・シャインマスカット(トンネル) 30a 	<ul style="list-style-type: none"> ・品種や作型を組み合わせ、収益の安定と労働の分散を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウス ・トンネル ・果樹棚 ・暖房機 ・スピードスプレーヤー ・トラック ・乗用草刈機 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳による財務管理 ・農作業日誌による生産、販売管理、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則等を整備する ・農繁期には雇用を活用する
なし専作	<p><経営規模> 自作地 170a</p> <p><作付面積> なし 160a</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幸水(露地) 80a ・幸水(トンネル) 30a ・豊水(露地) 50a 	<ul style="list-style-type: none"> ・品種や作型を組み合わせ、収益の安定と労働の分散を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウス ・トンネル ・果樹棚 ・スピードスプレーヤー ・トラック ・乗用草刈機 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳による財務管理 ・農作業日誌による生産、販売管理、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則等を整備する ・農繁期には雇用を活用する
なし+ぶどう	<p><経営規模> 自作地 90a</p> <p><作付面積> なし 50a</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幸水(露地)30a ・豊水(露地)20a <p>ぶどう 30a</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種なし巨峰(加温)20a ・シャインマスカット(トンネル)20a 	<ul style="list-style-type: none"> ・品種や作型を組み合わせ、収益の安定と労働の分散を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウス ・トンネル ・果樹棚 ・暖房機 ・スピードスプレーヤー ・トラック ・乗用草刈機 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳による財務管理 ・農作業日誌による生産、販売管理、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則等を整備する ・農繁期には雇用を活用する
茶専作	<p><経営規模> 自作地 500a</p> <p><作付面積> 茶 500a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自園自製により良質煎茶の生産に努める ・二番茶まで摘採 	<ul style="list-style-type: none"> ・茶工場一式 1ライン 60k ・防霜ファン ・乗用摘採機 ・乗用管理機 ・トラック 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳による財務管理 ・農作業日誌による生産、販売管理、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則等を整備する ・農繁期には雇用を活用する

	経営規模	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
キク専作	<p><経営規模> 自作地 60a</p> <p><作付面積> キク 100a (40a×2.5 回転)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品種や作型を組み合わせ、収益の安定と労働力の分散を図る 施設は年間 2.5 回転 	<ul style="list-style-type: none"> フェンロー型硬質ハウスイ式 暖房機 選別結束機 予冷庫 トラック 	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の実施 複式簿記記帳による財務管理 農作業日誌による生産、販売管理、分析 	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則等を整備する 農繁期には雇用を活用する
花き(草花)専作	<p><経営規模> 自作地 40a</p> <p><作付面積> 草花一般 60a (30a×2 回転)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品種や作型を組み合わせ、収益の安定と労働力の分散を図る 施設は年間 2 回転 	<ul style="list-style-type: none"> フェンロー型硬質ハウスイ式 暖房機 選別結束機 予冷庫 トラック 	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の実施 複式簿記記帳による財務管理 農作業日誌による生産、販売管理、分析 	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則等を整備する 農繁期には雇用を活用する
冬春トマト専作	<p><経営規模> 自作地 40a</p> <p><作付面積> 冬春トマト 30a</p>	<ul style="list-style-type: none"> 促成栽培 ポット接ぎ木苗を購入し直接定植 定植時期を分けて労力を分散させる 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨補強型ハウスイ式 暖房機 炭酸ガス発生装置 トラクター トラック 	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の実施 複式簿記記帳による財務管理 農作業日誌による生産、販売管理、分析 	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則等を整備する 農繁期には雇用を活用する
中玉トマト専作	<p><経営規模> 自作地 40a</p> <p><作付面積> 中玉トマト 30a</p>	<ul style="list-style-type: none"> 促成栽培 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨補強型ハウスイ式 暖房機 炭酸ガス発生装置 トラクター トラック 	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の実施 複式簿記記帳による財務管理 農作業日誌による生産、販売管理、分析 	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則等を整備する 農繁期には雇用を活用する
冬春ナス専作	<p><経営規模> 自作地 40a</p> <p><作付面積> 冬春ナス 30a</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長期一作型 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨補強型ハウスイ式 暖房機 炭酸ガス発生装置 トラクター トラック 	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の実施 複式簿記記帳による財務管理 農作業日誌による生産、販売管理、分析 	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則等を整備する 農繁期には雇用を活用する
イチゴ専作	<p><経営規模> 自作地 30a</p> <p><作付面積> イチゴ 20a ・株冷 10a ・普通 10a</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作型を組み合わせ、収益の安定と労働力の分散を図る 早期作型の低温暗黒処理は予冷庫を活用 棚式育苗で健全苗を育成 個別調整 	<ul style="list-style-type: none"> パイプハウスイ式 育苗施設 予冷庫 暖房機 炭酸ガス発生装置 トラクター トラック 	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の実施 複式簿記記帳による財務管理 農作業日誌による生産、販売管理、分析 	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則等を整備する 農繁期には雇用を活用する

	経営規模	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農＋飼料作	<p><経営規模> 乳牛 40 頭 子牛 33 頭</p> <p><作付面積> ・イタリアン 200a ・WCS 200a ・稲わら 400a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交雑子牛と和牛子牛を生産して副収入を確保 ・自給飼料を生産し、飼料費の削減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎 ・堆肥舎 ・パイプライン ・搾乳施設一式 ・ロールベアラ ・ラッピングマシン ・マニユアスプレッター ・トラック ・トラクター 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳による財務管理 ・農作業日誌による生産、販売管理、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則等を整備する ・1日の中に余暇のある生活ができる ・酪農ヘルパーの活用により自家労力の軽減を図る(休日制の導入)
水稻＋麦＋大豆	<p><経営規模> 自作地 100a 借入地 1,100a</p> <p><作付面積> ・水稻 660a ・麦 1,200a ・大豆 540a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大型機械化体系 ・水稻、麦類は複数の品種を組み合わせ、労働力の分散を図る ・乾燥調製は共乾施設利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用田植機 ・トラクター ・コンバイン ・乗用管理機 ・播種機 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定等による農地集積 ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳による財務管理 ・農作業日誌による生産、販売管理、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月と11月を除いて週休制

2. 組織経営体

水稻＋麦＋大豆	<p><経営規模> 自作地 500a 借入地 2,000a</p> <p><作付面積> ・水稻 1,500a ・麦 2,500a ・大豆 1,000a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹作業はオペレーターによる機械化一貫作業 ・乾燥調製は共乾施設利用 ・ブロックローテーション方式による大豆生産 ・水稻、麦類は複数の品種を組み合わせ、労働力の分散を図る ・水稻、大豆、麦類の組合せで土地利用効率 200% 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用田植機 ・トラクター ・コンバイン ・乗用管理機 ・播種機 	<ul style="list-style-type: none"> ・農事組合法人で農地所有適格法人 ・農業経営基盤強化準備金の積み立てを行う ・計算結果を基に経営分析を行い経営計画を立てる ・定期的に税理士の指導を受ける ・農作業日誌による生産、販売管理、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーターには地域内農業者を雇用し水管理や畔管理等は地権者に作業委託
---------	---	--	--	---	--

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能にする農業経営の指標として、現に筑後市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、筑後市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個別経営体

	経営規模	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
ぶどう専作	<経営規模> 自作地 63a <作付面積> ぶどう 56a ・種なし巨峰(加温)18a ・ピオーネ(無加温)17a ・シャインマスカット(トンネル)21a	・品種や作型を組み合わせ、収益の安定と労働の分散を図る	・ハウス ・トンネル ・果樹棚 ・暖房機 ・スปีトスプレーヤー ・トラック ・乗用草刈機	・青色申告の実施 ・複式簿記記帳により財務管理を行う ・農作業日誌による生産、販売管理、分析	・就業規則等を整備する ・農繁期には雇用を活用する
なし専作	<経営規模> 自作地 119a <作付面積> なし 112a ・幸水(露地)56a ・幸水(トンネル)21a ・豊水(露地)35a	・品種や作型を組み合わせ、収益の安定と労働の分散を図る	・ハウス ・トンネル ・果樹棚 ・スปีトスプレーヤー ・トラック ・乗用草刈機	・青色申告の実施 ・複式簿記記帳により財務管理を行う ・農作業日誌による生産、販売管理、分析	・就業規則等を整備する ・農繁期には雇用を活用する
花き(草花)専作	<経営規模> 自作地 28a <作付面積> 草花一般 42a (21a×2回転)	・品種や作型を組み合わせ、収益の安定と労働力の分散を図る ・施設は年間2回転	・フェンロー型硬質ハウス一式 ・暖房機 ・予冷庫 ・トラック	・青色申告の実施 ・複式簿記記帳により財務管理を行う ・農作業日誌による生産、販売管理、分析	・就業規則等を整備する ・農繁期には雇用を活用する
冬春トマト専作	<経営規模> 自作地 28a <作付面積> 冬春トマト 21a	・促成栽培 ・ポット接ぎ木苗を購入し直接定植 ・定植時期を分けて労力を分散させる	・鉄骨補強型ハウス一式 ・暖房機 ・炭酸ガス発生装置 ・トラクター ・トラック	・青色申告の実施 ・複式簿記記帳により財務管理を行う ・農作業日誌による生産、販売管理、分析	・就業規則等を整備する ・農繁期には雇用を活用する
中玉トマト専作	<経営規模> 自作地 28a <作付面積> 中玉トマト 21a	・促成栽培	・鉄骨補強型ハウス一式 ・暖房機 ・炭酸ガス発生装置 ・トラクター ・トラック	・青色申告の実施 ・複式簿記記帳により財務管理を行う ・農作業日誌による生産、販売管理、分析	・就業規則等を整備する ・農繁期には雇用を活用する

	経営規模	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
冬春ナス専作	<経営規模> 自作地 28a <作付面積> 冬春ナス 21a	<ul style="list-style-type: none"> ・長期一作型 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨補強型ハウス一式 ・暖房機 ・炭酸ガス発生装置 ・トラクター ・トラック 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳により財務管理を行う ・農作業日誌による生産、販売管理、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則等を整備する ・農繁期には雇用を活用する
イチゴ専作	<経営規模> 自作地 21a <作付面積> イチゴ 14a ・株冷 7a ・普通 7a	<ul style="list-style-type: none"> ・作型を組み合わせ、収益の安定と労働力の分散を図る ・早期作型の温暗黒処理は予冷庫を活用 ・棚式育苗で健全苗を育成 ・個別調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス一式 ・育苗施設 ・予冷庫 ・暖房機 ・炭酸ガス発生装置 ・トラクター ・トラック 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳により財務管理を行う ・農作業日誌による生産、販売管理、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則等を整備する ・農繁期には雇用を活用する
水稻+麦+大豆	<経営規模> 自作地 70a 借入地 700a <作付面積> ・水稻 462a ・麦 840a ・大豆 378a	<ul style="list-style-type: none"> ・大型機械化体系 ・水稻、麦類は複数の品種を組み合わせ、労働力の分散を図る ・乾燥調製は共乾施設利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用田植機 ・トラクター ・コンバイン ・乗用管理機 ・播種機 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定等による農地集積 ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳により財務管理を行う ・農作業日誌による生産、販売管理、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月と11月を除いて週休制

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

筑後市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の幅広い育成に取り組むため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な経営体等での実践的研修、担い手としての能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

2. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関して市が主体的に行う取組

第1の3に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、新たに就農しようとする青年等に対する研修を積極的に実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア. 受入環境の整備

普及指導センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、筑後市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ. 中長期的な取組

生徒・学生が農業に関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設け、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成に向けた取組

ア. 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

筑後市が主体となって福岡県農業大学校や普及指導センター、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、農業協同組合などと連携・協力し、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導や面接等により、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う。

イ. 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために筑後市新規就農ネットワークへの参加を促す。

ウ. 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への指導

青年等が就農する地域の地域計画や人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

新規就農希望者に向けた情報提供及び就農相談については、普及指導センター及び農業協同組合が担う。就農予定者の技術や経営ノウハウの習得については、八女地域農業振興推進協議会等を中心に支援及び育成を行う。新規就農者に向けた就農後の営農指導等フォローアップについては、普及指導センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、地域連携推進員が担う。また、農地の確保については、農業委員会及び農地中間管理機構がその役割を担う。

いずれも各組織が役割を分担しながら、関係機関と連携を行う。

3. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は就農等希望者からの就農支援に関する情報について、普及指導センター、農業協同組合等に必要に応じて情報提供を行う。就農等希望者、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、普及指導センター、農業協同組合等と連携して、研修先や就農先の調整やマッチングを図る。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 実質化された「人・農地プラン」に基づく農用地の利用集積の取組に加え、法第19条に規定する「地域計画」に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
80%	

○効率的かつ安定的な農業経営における集約についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の集約の割合が高まるように努めるものとする。

2. 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、大区画化の取組やスマート農業の導入等を推進し、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

担い手が不足する地域においても、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、「地域計画」の区域における農業の将来の在り方、目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を明確化し、農用地の効率的かつ総合的な利用を推進する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

筑後市は、福岡県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に則しつつ、筑後市農業の地域特性、即ち、多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

筑後市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア. 県営ほ場整備事業が完了した地域においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業等を重点的に実施し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ. 担い手の不足が見込まれる地域においては、農用地利用改善事業を検討し、遊休農地の解消に努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 地域計画推進事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

協議の場を設置するにあたり、筑後市、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構（地域推進員）、土地改良区、福岡県、その他関係者等を参集し、市内11箇所で計画している地域計画の策定を円滑に進めるため、協議の場の開催時期や開催方法の検討を行う。

① 協議の場の開催

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域の主要な農業者の意見を聴取し、適切な時期に開催する。

なお、協議の進捗状況に応じて、協議の場は複数回開催するものとする。

② 開催に係る情報提供の方法

開催にあたっては、当該区域の主要な代表者や農業者による地域の担い手への周知に加え、集落営農法人の総会、農地中間管理事業の説明会等の既存の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③ 協議の場の参集範囲

筑後市、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構（地域推進員）、土地改良区、福岡県、その他関係者を基本とし、協議の内容を勘案し、適切に参集する。

④ 協議する事項

「当該区域における農業の将来の在り方」、「農業上の利用が行われる農用地等の区域」、「その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項」を基本とし、地域の実情に応じて、鳥獣害被害防止対策の方針や保全・管理等に係る方針を適宜実施する。

なお、協議の場では、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行っていく。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等からの地域計画、協議の場の開催に係る問い合わせへの対応を行うため、相談窓口を農政課に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める必要があるため、これまで人・農地プランの実質化等の取組が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれることを原則とし、地域の担い手の経営範囲、地域の歴史的まとまりの経緯等を参考に、適切に設定する。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

① 筑後市人・農地プラン実質化検討会の活用

これまで設置していた「筑後市人・農地プラン検討会」は、「筑後市地域計画推進委員会」に名称変更を行い、協議の場の開催、地域計画の見直しに係る関係者の意見聴取の場として活用する。

② 地域計画の変更

地域計画の変更が必要となった場合は、変更の程度に応じて、協議の場の開催の要否、参集範囲について「筑後市地域計画推進委員会」等にて検討し、関係者の理解が得られるよう配慮する。

③ 地域計画の進捗管理および実践

筑後市は、関係機関・団体と連携しながら、協議の場から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行うこととし、農地中間管理事業等による利用権の設定が、地域計画に基づいて行われているか適宜確認を行う。

(4) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア．農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、

農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)までに掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第7条第3項に規定する農地中間管理機構が行う特例事業又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア. その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ. その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業を行うと見込まれること。

ウ. その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(5) 利用権の設定等の内容

設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(6) 開発を伴う場合の措置

- ① 筑後市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 筑後市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(7) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 筑後市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 筑後市は、農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 筑後市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(8) 農用地利用集積計画の作成

- ① 利用権を設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、筑後市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ② 筑後市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(9) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のウに掲げる事項については、(4)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(4)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(4)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア. その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ. その者が毎事業年度の終了後3月以内に、旧農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号、以下、「規則」という。）第60条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ. その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(10) 同意

筑後市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(9)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(11) 公告

筑後市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(9)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(12) 公告の効果

筑後市が(11)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(13) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(14) 農業委員会の報告

筑後市農業委員会は、(9)の⑥のイの規定による農用地の利用状況の報告（規則第60条の2）があった場合は、旧法第18条第3項第3号の要件に該当しないと認めるときは筑後市長に提出するものとする。

(15) 紛争の処理

筑後市は利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(16) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 筑後市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めにより貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(4)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 筑後市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当各号に係る貸借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(4)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定したものが貸借権又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 筑後市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該

農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を筑後市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

- ④ 筑後市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 筑後市農業委員会は、②の規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業又は農地中間管理機構が行う特例事業の活用を図るものとする。筑後市農業委員会は、所有者がこれらの事業に応じたときは、（公財）福岡県農業振興推進機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2. 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- (1) 筑後市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業（以下「特例事業」という。）を行う(公財)福岡県農業振興推進機構と連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 筑後市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

筑後市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）を基本とするが、農用地の効率的かつ総合的な利用が図られる場合は、集落を分割した区域や大字単位、小学校区単位やほ場整備の受益地単位等の広域単位も当該実施区域とする。

また、効率的かつ総合的な利用に支障がない場合は、既に認定農業者が集積している農地、施設園芸や樹園地など利用形態が異なる農地などを上記の実施区域から一部除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものと

する。

- ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を筑後市に提出して、農用地利用規程について筑後市の認定を受けることができる。
- ② 筑後市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 筑後市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を筑後市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 筑後市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」

という) について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ. ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 筑後市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 筑後市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（(公財)福岡県農業振興推進機構）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促

進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

筑後市は、地域計画の実現に当たっては、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ. 効率的な農作業の受託事業を行う法人、生産組織又は農家群の育成

ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全農作業受委託、さらには利用権設定への移行の促進

カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、市町村及び農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

筑後市は、1 から 4 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 筑後市は、県営ほ場整備事業（昭和 5 0 年度～平成 1 9 年度）による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化及び効率化、高収益化を進めてきた。今後、これらの資産を十分に活用し、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の有効利用に努め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備に努める。

イ. 筑後市は、水田収益力強化ビジョン（経営所得安定対策等実施要綱（平成 2 3 年 4 月 1 日付け 2 2 経営第 7 1 3 3 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 に基づき策定される水田収益力強化ビジョンをいう。）の実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、本市農地所有適格法人が行っているような面的な広がりでの田畑輪換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積や連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ. 筑後市は認定農業者及び農地所有適格法人、その他担い手の相互の情報交換や自主的組織による研修の開催、自主的な活動を支援・推進する。

エ. 筑後市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

筑後市は、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、

今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、筑後市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成6年12月26日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成8年4月15日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成12年12月28日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成18年11月2日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成21年6月17日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。

附則

1. この基本構想は、令和4年3月30日から施行する。

附則

1. この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。